

文部時報

第 936 号

1955 8 月号



終戦十年・特集

学校制度

幼稚園・小学校・中学校の関連的問題……………武 田 一 郎… 2

高等学校・大学のもつ問題……………関 野 豊 三… 8

教育内容

初等教育の十年……………大 島 文 義…16

中等教育における教育内容の進展……………杉 江 清…24

職業教育……………厚 沢 留 次 郎…31

わたくしのそぼくな幻滅感……………前 田 多 門…54

温故知新（社会教育はこの十年どう歩んで来たか）…寺 中 作 雄…37

教育費の十年……………天 城 勲…45

教育委員会制度をめぐる戦後十年のうごき……………犬 丸 直…59

教育施設10年の歩み……………菅 野 誠…84

戦後における国際文化の交流……………福 田 繁…78

□終戦以降教育年表（1945～1955）□……………長 岡 順…69

文部省重要通達事項一覧表……………98

編 集 後 記……………98

表 紙……………久世誠一 カット……………品川 工・滋野季夫・石井融治

表紙の二……………学校卒業生の進路状況

温故知新

— 社会教育はこの十年

どう歩んで来たか—



寺中作雄

教育の効果というものは、一朝一夕にはあがらない。わずか十年の社会教育の歩みのみで、その成果をうんぬんすることは、むしろ危険でさえある。が、しかし、たしかにこの十年、空前絶後の敗戦という事態と、それに引き続いて、あるいはそれと密接不可分の関係をもって現われた諸現象、いわく社会の混乱、道義のたい廃、国民生活の著しい没落低下、といった中において、社会に新しい秩序をもたらし、軍国主義的ないしは、極端な国家主義的思想とその傾向を打破し、新しい民主主義思想とその制度を大幅に採り入れ、産業を復興し、生産性を高め、国民生活をより豊かにし、新しい文化を築き上げるために作用して来た社会教育の存在も決して過少に評価せられるべきではない。すなわち戦後十年、昔日のごとき消極的な学校教育の補充としてのみではなく、またかつて諸外国にも見られた、社会的混乱の收拾の手

段としてではなく、積極的に民主主義社会を築きあげる、こととしての任務を背負い、営々たる歩みを続けた社会教育である。

一 敗戦直後の混乱と応急の措置

一九四五年(昭和20)八月十五日、わが国は、ポツダム宣言を受諾し、悪夢のような戦いから解放された。しかしながら、国民の間には、戦争中に官憲によって不当に統制せられた思想と、著しく制限された言論・報道とによって、その事態を適確に認識することができず、「戦意」は高く、抗戦の継続を叫び、悲憤こう慨する傾向すらあり、政府当局も、この混乱を收拾するのに適切な指導と方途に窮し、あわてふためいていたことも事実である。とくに、当然予想されるアメリカ軍の進駐に対しては、全く五里霧中であり、ただならぬ混乱のうずまきに、みずからまた混乱を加えるという現象すら見られたのであった。

この間における、社会教育の面での、考慮すべき諸条件を要約してみれば、おおよそつぎのごときものがあげられるであろう。

- 1 いっさいの支柱を失いぼうぜんとし、生活水準が極度に低下している国民。
- 2 前日まで高揚されて来た軍国主義的思想、戦争意識。(それから導きだされる敵がい心と、部分的には報復心。)
- 3 極度に混乱してしまった社会秩序。
- 4 敵国人たる占領軍に対しての恐怖。

このような諸条件のもとにおいて、国家がその指導方針として掲げたものは、降伏文書受諾に際して、彼我の間に往來のあったことよって知りうる「国体の護持」であり、精神的、時間的に余裕ができるに

従って、「承諾必謹」であり、「平和国家」「文化国家」としての「祖国再建」であり、今日いわれられているような、「民主主義」うんぬんというが、ごときことは全然使われていなかったのである。

八月十五日文部大臣太田耕三氏は、とくに訓令を發し、「……激情ヲ戒メ隠忍ヲ論ヘ道義志操ノ教ヲ申サセ給フヲ拜シテハ苟モ教育ニ關係スル者ニシテ感奮興起セザル者有ラムヤ、各位ハ深ク此ノ大詔ノ聖旨ヲ体シ奉リ国體護持ノ一念ニ徹シ教育ニ從事スル者ヲシテ克ク学徒ヲ薰化啓導シ其ノ本分ヲ謬ナク恪守セシムルト共ニ師弟一心任ノ重キニ堪ヘ祖孫一体道ノ遠キヲ忍ビテ教学ヲ荆棘ノ裡ニ再建シ国力ヲ焦土ノ上ニ復興シ……」と諭しているのである。

またそれから約一か月後の、九月十五日に文部省が示した「新日本建設の教育方針」には、新教育の方針として、

「大詔奉体ト同時ニ從來ノ教育方針ニ檢討ヲ加ヘ新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近ク成案ヲ得ル見込デアルガ、今後ノ教育ハ益々国體ノ護持ニ努ムルト共ニ軍國的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虛反省只管國民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢獻スルモノヲラシメントシテ居ル」と述べている。

これらの思想的な傾向その他については、今日からすれば、幾多の批判の余地があるにせよ、回天動地の間にあって、関係者に対して相次いでこのような指示を与えたことは、特記されてよいことであろう。また、いささか少事にわたるものではあるが、八月十五日付で宗教団体に対して、事態拾収のため、盛んに宗教常会を開催すべき旨、通達を發していることも、後に問題となる国家と宗教との関係を知る上

迎えられ、新しい社会教育の正しいあり方を示すべき期待が寄せられたのであった。またこの日に、都道府県に対しても、社会教育課の設置が勧奨された。

しかしながら、発足の当初は、占領軍の意図が明確でなく、暗中模索の状態にあったことは否定できず、逐次発せられる種々の指令・指示の応接にいとまがなく、種々の混乱が見られたのであった。にもかかわらず、復活の意気にもえた当時の関係者は、日本新生社会教育五か年計画大綱(案)を策定するなど、努力を重ね、その間の目標を、一、公民啓蒙、二、勤勞献身、三、科学普及、に置き、具体的な方策を持っていたほか、青少年団体・婦人教育・家庭教育等について通達を發し、とにかくにも社会教育を地に降すべく、活動していたのであった。

三 占領軍の教育管理

戦後の社会教育にとって切り離すことのできないものの一つに、占領軍の教育管理がある。すなわち、社会教育局の復活と前後して、管理政策は、漸次その姿を現わし、指令・覚書・勧告等々の名称のもとに、種々の干渉と、ある場合には煩雑にすぎると思われるような指導がなされた。そしてその基本となったのは、いうまでもなくポツダム宣言の「民主主義的傾向の復活強化」であり、「軍国主義および極端なる国家主義的イデオロギーの禁止、追放」であり、これにもとづいて、十月二十二日は「日本教育制度に対する管理政策」がある。これらの指導干渉は、わが国民性の事大主義・官尊民卑の弊風にブラスされてのしかゝって来たばかりでなく、さらに不幸なことには、占領軍

に、明記すべきことであろう。

一 社会教育局の復活

敗戦を迎え、新しい秩序を建てなおすにあたって、数々の施策がなされたのであるが、その一つとして文部省に社会教育局が復活された。

すなわち、この年九月十五日、さきにも一部紹介した「新日本建設の教育方針」には、とくに社会教育の一項を設け、「国民道義ノ昂揚ト国民ノ向上ハ新日本建設ノ根底ヲナスモノデ、成人教育・勤勞者教育・家庭教育・図書館・博物館等、社会教育ノ全般ニ亘リ之ガ振作ヲ図ルト共ニ美術・音楽・映画・演劇・出版等、国民文化ノ興隆ニ付キ具体案ヲ計画中デアルガ差当リ最近ノ機会ニ於テ美術展覽会等ヲ盛ニ開催シタキ意嚮デアル」と社会教育の重要性を説き、社会教育局の復活を示唆し、十月十五日、社会教育局は復活したのである。すなわちこの日、文部大臣前田多門氏は大要つぎのごとき訓令をもって、復活した社会教育の根本方針を示したのである。

「……世界ノ平和ト人類ノ福祉トニ寄与センガ為ニハ、国民資質ノ向上ニ俟タザルベカラズ殊ニ国民道義ノ昂揚ヲ図リ文化国民タルノ教養ヲ豊カニシ国民体力ノ増強ニ力ムルハ刻下ノ急務タリ……社会教育ノ事ニ従フ者宜シク想ヲ茲ニ致シ速急ニ適切ナル施設ヲ講ジ以テ新教育ノ振興ニ遺憾ナキヲ期スベシ……」

この訓令によって、その方向と目標を示された社会教育局には、社会教育・文化・宗教・調査の四課が置かれ、(翌月には国民教育・芸術の二課が加えられた)初代局長には、とくに、民間から関口泰氏が

当局の側には、ニューデイル派に属する、米国ですら実現し難いまでの極端な理想的な民主主義を、いきなりわが国に持ち込もうとした者があったことや、米国が、わが国の実情を、必ずしも正しくはあくせず、これらが重なり合って、必要以上の混乱を招来せしめたことである。

そして、このことは、今日にまで糸を引いていることは、われわれの容易に指摘しうるところである。

このようにして、その管理政策は、種々の矛盾を持ち、また中央・地方の間に必ずしも統一されておらず、初期と後期にも相違があったのであるが、一九四六年初頭には、第一次米國教育使節團が来朝し、わが国の教育政策について、司令部に対する報告書の形で、種々勧告したが、そのうち社会教育関係では、おおよそつぎのごときものがある。

- 1 成人教育(社会教育)の任務が活気付けられ、民主化され、独立の部門としての威信が与えられること。
- 2 民間の代表による諮問機関が設けられること。
- 3 大学・高等学校・専門学校が成人教育に対してさらに積極的な活動をなすべきこと。
- 4 公立図書館が民主化され、じゅうぶんな機能が果せるよう再組織されるべきこと。
- 5 各種の自由なる談話の形式を、実地に指導されるべきこと。その際、PTA、労働組合、政治・青年団体の援助が考えられるべきこと。
- 6 新聞・ラジオ・映画等の活用がなされるべきこと。

この勧告は積極的に採り入れられ、以後の社会教育の行政施策に果敢に反映されていっている。すなわち、教育刷新委員会・社会教育委員会（後に審議会となる。）が置かれ、民間人が、間接的ではあるが、行政にタッチすることとなったほか、社会教育研究大会・指導者講習会が各地で開催され、社会教育の方法・技術、とくに討議・討論の各種形式は、全国土に浸透していったのである。

四 公民館の誕生

一九四六年四月には、戦後初めての総選挙が行われることになった。この選挙は、今までのそれとは異なり、(1)ポツダム宣言に基づくわが国の国体決定する民意を正しく代表するという意義あるものであること。(2)選挙権年齢の低下、婦人に初めて参政権が与えられたことなどから、新選挙権者たるべき者の政治的関心が薄いこと、などの特色を持っており、そのため、政府は、とくに閣議決定をみた「公民選挙に対処すべき公民啓発運動実施に関する件」に基き、実施要綱を定め、全国的に大規模な政治教育を実施したのであった。

すなわち具体的には公民教育講習会、公民のつどい、青年常会の開催などを行い、(1)改正選挙法の趣旨および投票の尊重すべきことを徹底せしめること、(2)民主主義・立憲政治の本義、今次選挙の特質等を重視することなどに努めたのであった。

このようにして総選挙に対する各種の教育活動が浸透してゆく過程において、「栄養失調」「虚脱状態」にあった国民は、ようやく落ち着きを見せはじめ、すさまじった人心、追いつめられた生活、不潔な町町、荒れはてた田畑、はげ山となった故山をながめ、これではいけない

い、何とかしなければならぬという気持ちをはじめ、戦後の解放感と相まって、各種のグループが生れ、郷土図書館・文化会館・郷土文化館・青年クラブの設置・共同作業場・部落集會場等々を中心に、文化活動・教育活動を行い始めるにいたったのである。そして、とくに注目すべきことは、これらが独自の施設を持つべきであるという方向をみせはじめたことである。一方、総選挙について、新憲法の普及に専念していた国の社会教育も、それらの活動を続けてゆく中でだんだんと落ち着きを見せはじめ、青少年団体等の社会教育関係団体の育成の方向についても、占領軍の示唆もあって、ようやく固まり、各種の施設の調査の結果も出され、ついに、(1)施設の設置、(2)学校開放、(3)各種講習・講座の開設等々を中心に、社会教育の進展を図るべきことが判然とし、ここにその一つとしての公民館の構想が具体化していったのである。

すなわち一九四六年四月開催された「公民教育指導者講習会」において、はじめてその構想を明らかにし、同年七月には次官通達をもって、「公民館は全国の各町村に設置せられ、ここに常時に町村民が打ち集って談論し、読書し、生活上産業上の指導を受けお互の交際を深める場所である。」旨の公民館設置勸奨の歴史的な第一声を放ったのであった。がしかし、上述のような、上からの要請と住民の側からの希望があったとしても、実際にこれを設置するとなると、六・三・三制が決定し、校舎の復旧に加えて、とくに中学の整備をにわかに図らなければならぬ市町村当局にとっては、容易なことではなく、発足当初においては、建物のない、いわゆる条例公民館が多く、いくたの混乱があったことも見のがせない。

がしかし、現在では、その設置率は高まり、内容も事業も充実し、社会教育のセンターとして着実な歩みをつづけていることは、衆目の見るところである。

五 社会教育法の制定

社会教育が通俗教育といわれていた時期からこの時期に至るまでの間に、幾多の変遷をとげて来たことは、ここで詳述する余裕はないが、この間、社会教育の制度化の声も、たびたび起きて来ている。すなわち昭和五年には、社会教育委員の制度化、昭和七年には社会教育委員の制度化等があり、このような動きは相当根強いものがあつた。

一九四五年社会教育局が復活し、その事業がようやく軌道に乗るにつれて、この声は再び強くなり、とくに新憲法によって、すべての行政は法律にもとづいて、それぞれその責任を明確にし進展されるべきであるという考えも手伝って、この機運は著しく醸成されるにいたつた。一九四六年（昭21）十二月教育刷新委員会第七特別委員会がこのことが論議され、たとえ、概念規定がむずかしく、対象が固定せず、形態も一定でなく、適確な方法を欠いているなどの困難があるにせよ、その法制化を図るべきであるとされ、内部においても、直剣にこれが具体的な研究がなされ、第一試案から第八試案までが作成され、社会教育の総合法として、図書館・博物館・公民館の社会教育施設を包含するものとして考えられていたものが、歴史的な背景と実績を持つ図書館関係者からの意見もあって、博物館・図書館については、別個に単独の法律をもうけることとして案がまとまり、連合軍民間情報教育局勤務のネルソン氏の積極的な支援もあって、一九四九年（昭24）

四月、国会に提出され、参議院の先議という異例な形で審議が進められ、五月二十二日、ついに可決成立したのであった。

かくして関係者の待望のまゝであった社会教育は完全に制度化され、国地方公共団体の任務は明確となり、今日の社会教育の基礎は確立されたのであった。

そしてこの法律は、一九五一年（昭26）三月十二日には、その一部改正（社会教育主事）がなされたのである。

六 社会教育施設の整備拡充

社会教育法の施行によって、昭和二十五年からは、公民館に対する国庫助成は大幅に増額され、その設置と内容の充実は、にわかに進展を見せたばかりでなく、ようやく地域社会の住民となじみ深い能動的なものとなって来た。

一方これと並んで社会教育の施設として、明治以来きわめて重要な役割を果たして来た図書館も、これを法制化し、いちだんとその充実を図るべき機運に到達し、一九五〇年（昭25）に図書館法が制定された。この法律は、社会教育法の精神を図書館に関して具体的に展開したもので、従来ややともすれば図書館を利用するものの層が学徒等一部の者に限られ、また、中央図書館が地方図書館に対してある種の統制力を持っていた弊を是正し、真に住民のための社会教育施設として、その教育的意義を明らかにしようとした。すなわち従来の静的図書館から動的図書館へと図書館奉仕の観念が明示され、司書・同補などの専門職制が確立されるなどのことが規定されているのである。また、博物館についても、従来は、その重要性の割には等閑視され

ていたのであるが、図書館法が制定されたのに刺激され、一九五一年（昭26）「博物館法」が公布された。

これによって、博物館の社会教育施設としての性格が明らかにされたとともに、登録制の実施、専門的職員としての学芸員の設置、公立博物館に対する国庫補助金交付規定の設定、私立博物館に対する特例措置等により、将来の発展が期せられたのである。

また、文化行政の面では一九五〇年（昭25）五月「文化財保護法」が施行され、とくに、戦後の文化財の憂うべき状態から、これを保護する方途を講じて、文化国家の建設と世界文化の進歩に貢献しようとしたのであった。

一九五〇年第二次米國教育使節団は来日し、さきに提出した報告書の成果がいかに実を結びつつあるか、そしてさらに補足すべき点はないかといった観点から、第二次の報告書を提出したのであった。この報告書では、「日本の社会教育が振興しないのは、熟練した指導者が不足し、計画そのものに中味が乏しく、財政上の援助があまりにも少ないことである。」と勧告し、「図書館・博物館のいちだんの充実」を要望し、「PTAの充実」を好ましくものと指摘したのであった。

とくにPTAは、この年の十一月に「日本PTA結成準備委員会総会」が開催され、種々の審議の段階を経て、一九五二年（昭27）十月には、「日本父母と先生の会全国協議会」が正式に結成され、千五百万の会員を擁し、陰に陽にわが国教育の一支柱として大きな役割を果たしているのである。

七 講和発効と社会教育

記憶されてよいであろう。

八 勤労青少年教育の確立

教育の機会均等をうたう新教育制度下にあっても、一千三百万を数える勤労青年は、その一部が、夜間大学・定時制高校・通信教育によってわずかに救われているのみで、これらの恩恵を受けることができない者の数はあまりにも多かった。これに対して社会教育の面では、青年団を中心とする各種青少年団体の育成に重点を置き、一九四八年（昭23）以来毎年指導者講習会を開催し、各団体が単なる社会奉仕的な行き方を脱却し、自主性のある団体個人の教養の向上をはかるとともに、日常生活を基本とする生活改善、産業の振興、健全な文化活動を促進するという、新しい団体の性格とその周知徹底に努力してきたのであり、とくに占領軍の干渉のうすらいだ一九五一年（昭26）一月には、ついに地域青年団体の連絡調整を目的とする日本青年団連絡協議会の結成を見るにいたったのである。

また、一方一九四七年（昭22）ごろから地方青年の間に、自発的な学習グループとして青年学級が生れはじめ、この動きはようやく全国へと波及し、その参加者は増加の一途をたどりつつあった。これこそは、青年自身の中から盛り上がりだってきた勉学意欲の端的な現われであり、また戦後の新教育の盲点をつくものであった。

これに対して、文部省も、一九五一年ごろからこれを育成充実すべきであるとの前提の下に研究会を設け、この年、はじめて予算化が見られるにいたった。やがてこの動きは法制化の方途をたどり、一九五一年（昭26）、日青協はその大会の席上、法制化についての決議を行

一九五一年七月、第六回ユネスコ総会において、日本の加入が正式に承認され、七月三日、日本は正式に加入した。これはわが国の国際復帰の第一歩であったが、これについて九月には、サンフランシスコで対日講和条約がむすばれ、日米安全保障条約が調印され、翌年一九五二年（昭27）には六年有半にわたる歴史的な占領管理行政に終止符が打たれ、わが国は、自主性を回復し、教育もまた独自の歩みをつけることができるようになったのである。もとより教育政策ないし行政は簡単に変更すべきものではなく、さしたる変化は見られないのであるが、国民と政府の心がまえば異なり、機構の整備等がなされた。すなわち、六月には中央教育審議会が設置され、八月には社会教育局の機構が改革され、社会教育・社会教育施設・体育・芸術・視聴覚・著作権の六課に整備された。とくにこれらのうち、視聴覚教育は従来ナトコの名のもとに、ただアメリカの対外文化宣伝活動の下請けを行っていたのにすぎなかったのに対して、ようやくにして、名実ともに、わが国独自の歩みをつけられることができるにいたったのであった。

また前年改正された社会教育法によって、社会教育の専門的、技術的な指導者としての社会教育主事の養成は、東京はじめ全国の九大学において精力的に実施せられ、社会教育の画期的な充実が図られたのであった。

しかしながら一方には、基地周辺における諸問題が、従来穩便に付せられていたのに反し、表面化し、その対策が論ぜられ、青少年の不良化、ヒロポン中毒の弊害等とならんで、青少年問題協議会が、中央・地方を通じて設置せられ、天野文部大臣はとくに、「国民道徳実践要領」の構想をまでもらし、国民各層の異様な関心を集めたことも

い、文部省に対して強く要望するところがあった。

一方その研究はいよいよ進んだのであるが、一九五二年（昭27）の日青協の大会においては、(1)自主性を喪失する、(2)官僚統制の傾向がうかがわれる、などを主たる理由として、にわかにこれに反対の態度を決定するにいたった。これらの経緯はあまりにも唐突ではあるが、国内外の諸状況（日米安全保障問題・再軍備問題等）と、青少年教育部（占領行政の遺物）の指導員の人選問題のゆきちがいが、感情的にもつれたことなどがあって、日青協側の態度をにわかに硬化せしめたとみるべきであろう。

このような論議の中にあつて、国の法制化によるこれが育成の方針は不動のものとなり、ついに一九五三年（昭28）第十五回通常国会に法案は提出せられ、第十六特別臨時国会において一九五三年（昭28）八月十四日ついに成立をみるにいたったのである。

その成立の過程において、上述のような論議をまき起したとはいへ、この法律は、その立法の趣旨にも明らかになように、勤労青少年の教育に対して、国がいかなるサービスをなすべきかを定めたものであり、日青協その他が憂えた諸点こそは、これを運営してゆく過程において克服されてゆくべき問題であり、また漸次克服されつつあることによって、その生命は、生かされはぐくまれつつあるのである。

九 十年を迎えての問題

青年学級振興法の成立により、社会教育費は大幅に増額されるにいたったのであるが、社会教育が当面している問題は決して少なくない。すなわち、占領軍側の指導により、その整備をあまりにも急いだ社

会教育であつてみれば、外形的な面の整備に比較して、その内容面についての研究もじゅうぶんでなく、またわが国の実情にも沿いえない面もないではなかった。この兩三年來の社会教育には、この傾向が顯著に現われはじめ、「社会教育がマンネリズムに墮している」「なんらかの活路を見いださなければならぬ」ということがようやくやさやかれるにいたつた。すなわち、とくにそれは予算の面に判然と現われ、また行政の面で、とくに都道府県知事部局からの働きかけと干渉が行われるという傾向を示しているのである。その一例として新生活運動があるのである。

この運動は、社会教育の成果の緩漫さにしびれを切らしはじめた知事部局等が積極的に唱導しはじめたものであり、この運動の展開によって本来社会教育が教育の力によって終局の目的としているものを運動によって早急に築き上げんとするものである。これに対して、文部省は、あくまでも教育の立場から着実にその実をあげるべく適切な指導と助言を行い、あわせて、その健全な展開を図るべく、可能なかぎりの助成をおこなうことを決定し、予算を計上しているのである。

また一方、より高度な広範な社会教育を行うべく、とくに放送・映画を重視し、その育成策を講じるなどの方法をとっている。

このように社会教育は十年の歩みの中にいくたの試行錯誤があつたとはいへ、社会教育が本来国民相互の間に行なわれるべきものであるという前提の上になつて、これを援助し、育成する立場から、可能な努力を傾けているのである。

そして今日では、狭い社会教育のからにとじこもることなく、芸術・文化・スポーツの面にまでわたつた広い立場から、そして、国・都

道府県・市町村といった、それぞれの責任と権限をじゅうぶんに守りつつ、より充実した社会教育の振興を図り、終局的には国民と国家の繁榮のための努力を重ねているのである。

人は「十年一昔」という。長くもあり、短かくもあつた十年である。この間、この社会教育のために尽力されたかたがたの数は決して少なくなく、またその努力のほどは図り知ることができない。

これらのかたがたに心からなる敬意をささげるとともに、この十年の歩みの中から、今後の社会教育の歩むべき方向を見だし、よりいっそうの進展が図られることを期待したい。(社会教育局長)

青少年巡回文庫

読書の機会にめぐまれない地域の青少年のために、巡回文庫が計画されることになった。

これは青少年団体の活動を促進する運動の一つとして実施されるもので、巡回文庫の蔵書構成は、地域の実態に応じて、教育的見地に立つて、青少年が必要とするものであるよう研究される。たとえば、生活指導・産業振興等の地域の課題を解決するとか、一般的に教養の向上を図るとか、読書指導の目標を明確にして、これに即した編成をするように考えられている。また、新刊を加えて更新を図り、映画・幻燈画の活用も考慮される。

(なお、この文庫の企画運営は都道府県であるが、図書購入については、国庫が補助をする。)

文 部 省 重 要 通 達 事 項 一 覧 表 (昭和30.5.16~昭和30.6.15)

大 臣 官 房

(人 事 課)

文人総	33	庶務課長会議の開催について	5.17	人事課長	国立学校長・所轄機関長
"	49	勲章伝達保留者の調査について	6. 8	"	国立学校長・所轄機関長・関係都道府県総務部長
文人任	38	事務係職員の勤務評定実施の結果について	5.20	"	国立大学事務局長・国立高校事務局長・所轄機関庶務部長(次長)
"	43	教育公務員の勤務評定について	5.25	"	付属学校を有する国立大学長・国立高校長・所轄機関長
文人給	36	人事異動上申の手続等について	5.18	"	国立学校長
"	80	地方公務員等より採用する教職員給与について	6. 3	"	"
"	50	昭和30年度給与監査について	6. 9	"	国立学校長・所轄機関長
国人	68	海外にあった公務員の恩給法による時効期間の取扱いについて	5.23	"	国立学校長・所轄機関長・文化財委員長
"	69	子が公務員の養子である場合において当該公務員の死亡後生存養親と離縁した場合の効力について	"	"	本省局課長・国立学校長・国立短期大学長・所轄機関長・文化財委員長
"	67	勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定について	5.24	"	本省局課長・国立学校長・所轄機関長
"	73	医籍等の国家登録済証明書の発行について	5.30	事務次官	国立学校長
"	77	期末手当および勤勉手当の支給について	6. 1	人事課長 会計課長	本省局課長・国立学校長・所轄機関長

編 集 後 記

○終戦後まる十年、当時は予想だにできなかった今日である。ふりかえって見れば、なりゆきはすべて当然のようでもあるが、時代の急流の渦中では、混沌と不安と苦悶の連続であったといえよう。

○回顧するといふにはあまりにも身近かな、つい、きのうきょうのできごとのような十年であった。それは正しくはいまもって現代なのであろう。

○終戦十年特集としては、問題の分野がいささか限定されすぎたのは、まことに心残りである。文化・学術の面の記述は、国際文化交流のほかは、すべて割愛せざるをえなかったし、とり上げられた分野の問題にしても、紙面の狭さがじゅうぶんな展開を妨げたのは、否定できそうにもない。

○が、こゝに御執筆いただいたものは、それ／＼その限りにおいて、充実した力作であり、貴重資料を提供されたものであつて、平素の御多忙にもかゝらず、御協力をいただいたことに、次第では、深く感謝の念を捧げ

お願いする。

購 読 料

定価	一冊六十五円
送費	〃 四 円
一か年七百八拾円	(送費不要)
ただし増大号・臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお、購読の申込みは、直接発行所、またはよりの書店にお願いします。	

発行者 株式会社帝國地方行政学会
印刷者 株式会社行政学会印刷所
東京都中央区銀座西七の一

発行者 株式会社帝國地方行政学会
東京都立川市曙町三の五五

著作権 文 部 省

MEJ8774
文部時報 八月号
第九百三十六号
昭和三十年八月五日 印刷
昭和三十年八月十日 発行